

# 議会活性化推進会議報告書

平成 23 年 3 月 2 日

議会活性化推進会議（第 2 次・延長後）

# 議会活性化推進会議報告書

## 目 次

1	はじめに	P 1
2	議会活性化推進会議の設置の経緯等	P 1
3	議会活性化推進会議（第2次・延長後）の構成	P 2
4	議会活性化推進会議（第2次・延長後）の協議事項	P 3
5	協議事項に係る協議の結果	P 3
6	今後の本市議会の活性化に向けて	P 8

## 別 紙

・ 具体的な取組の内容	P 12
-------------	------

## 資 料 1

・ 延長後第3回会議（平成21年12月7日開催）配付資料	P 38
・ 延長後第4回会議（平成21年12月22日開催）配付資料	P 42

## 資 料 2

・ 議会活性化推進会議（第2次・延長後）の概要	P 46
・ 議会活性化推進会議（第2次・延長後）の協議事項	P 47
・ 議会活性化推進会議（第2次・延長後）の協議経過	P 48

## 別 添 資 料

・ 協議事項1「議会基本条例（仮称）の検討」に関する資料集	
-------------------------------	--

## 1 はじめに

議会活性化推進会議（第2次）は、平成19年6月に設置され、平成21年5月にそれまでの協議の状況を取りまとめた中間報告書を議長に提出し、当面2年間とされていた設置期間の満了を迎えたところ、同年9月の代表者会議において、設置期間の延長が決定された。

延長後、議会活性化推進会議（第2次・延長後）において協議事項とされた4項目について、精力的に協議を行い、このたび、協議事項全てについて一定の結論を得るに至り、かつ、本市議会の議員の任期の満了時期も近づいてきたため、これまで計10回にわたる協議を重ねて得られた結果を取りまとめ、ここに議会活性化推進会議報告書として報告するものである。

**（注1）** この報告書では、平成19年5月の改選前に設置された議会活性化推進会議を「議会活性化推進会議（第1次）」と、改選後平成19年6月から平成21年5月まで設置された同会議を「議会活性化推進会議（第2次）」と、議会活性化推進会議（第2次）の設置期間が延長された後の現在の同会議を「議会活性化推進会議（第2次・延長後）」という。

## 2 議会活性化推進会議の設置の経緯等

### (1) 設置の経緯

本市議会では、平成17年7月に議会活性化推進会議（第1次）が設置され、同会議は、協議事項とされた26項目のうち18項目について結論を得て、平成19年3月に議長に報告書を提出した後、同年4月に実施された市議会議員選挙に伴い、いったん、その活動を終えている。

同会議の活動については、協議により得られた結論についてはもちろんであるが、それに加え、市議会の全ての会派が市議会の活性化という共通の目的に向けて22回にわたる協議を重ね、報告書をまとめることができたこと自体も本市議会の活性化にとって大きな意義があった。

そのようなことから、平成19年5月の本市議会議員の改選後も、再度、同会議を設置しようとする気運が高まり、代表者会議における協議を経て、平成19年6月に、あらためて議会活性化推進会議（第2次）が設置されたものである。

議会活性化推進会議（第2次）は、平成21年4月までに22回にわたる協議を重ね、13項目の協議事項のうち、3項目（「各常任委員会室の音声傍聴の実施等」、「区役所におけるモニター放映の実施」、「会議出席費用弁償の見直し」）について結論を得るに至ったところ、「当面2年間」とされた設置期間の満了を同年6月に迎えることになったため、これに先立ち、同年5月、協議の状況を取りまとめた中間報告書を議長に提出している。

その後、同年9月の代表者会議において、同会議の設置期間の延長が決定され、議会活性化推進会議（第2次・延長後）において4項目の協議事項について協議を行ったものである。

## (2) 代表者会議で決定された議会活性化推進会議（第2次）に関する基本的事項

議会活性化推進会議（第2次）は、平成19年6月14日の代表者会議においてその設置が決定されたものであるが、その際に、併せて決定された議会活性化推進会議に関する基本的事項は次のとおりである。

### ア 目的

地方分権の進展に伴い、地方議会が果たすべき役割の重要性が飛躍的に高まっていることに鑑み、本市議会における政策立案機能及び行政監視機能並びにこれらを補佐する議会事務局の補佐機能の一層の強化を図るとともに、市民に開かれたより透明性の高い議会運営を確立するため、本市議会の諸課題について広範かつ詳細な検討を行うもの。

### イ 構成

自由民主党福岡市議団から2名（うち1名は座長）、公明党福岡市議団から2名（うち1名は副座長）その他の交渉会派から各1名とし、非交渉会派から各1名のオブザーバーの参加を認める。

### ウ 協議事項

代表者会議で決定する。なお、協議事項を追加する場合には、事前に代表者会議に諮ることとする。

### エ 設置期間

設置期間は当面2年間とし、2年経過後の協議の状況により必要な延長を検討するものとする（注2）。

### オ 検討結果の取扱い

各会派の合意が得られた事項については、逐次議長に報告の上、代表者会議又は議会運営委員会の了承を得て、実施する。

### カ その他

各回の会議が終了する都度、会議における配付資料及び協議の概要を、議会図書室に配架するとともに市議会ホームページ上の「市議会☆情報BOX」に掲載する。

（注2）平成21年9月18日の代表者会議において設置期間の延長が決定された。

## 3 議会活性化推進会議（第2次・延長後）の構成

代表者会議における決定（上記2(2)イ）に基づいた各会派からの人選を受け、議会活性化推進会議（第2次・延長後）の構成は次のようになった。

- ・座長 南原 茂（自由民主党福岡市議団）
- ・副座長 大石 修二（公明党福岡市議団）
- ・委員 伊藤 嘉人（自由民主党福岡市議団）
- ・委員 石田 正明（公明党福岡市議団）
- ・委員 栃木 義博（民主・市民クラブ）
- ・委員 笠 康雄（みらい福岡市議団）
- ・委員 星野美恵子（日本共産党福岡市議団）
- ・オブザーバー 外井 京子（ふくおかネットワーク）
- ・オブザーバー 木村 幾久（社民・市政クラブ福岡市議団）

- ・オブザーバー 藤本 顕憲（福政市民クラブ）
- ・オブザーバー 友納 博美（平成会）

#### 4 議会活性化推進会議（第2次・延長後）の協議事項

議会活性化推進会議の協議事項は、代表者会議で決定することとされている（上記2(2)ウ）。平成21年9月18日の同会議において決定された協議事項は次のとおりである。

- (1) 協議事項1「議会基本条例（仮称）の検討」
- (2) 協議事項2「発言時間の残時間表示計の設置等」
- (3) 協議事項3「議会の公開性・透明性を高める取り組みの拡大（議会放映の拡大・市議会ホームページの掲載事項の拡大等）」
- (4) 協議事項4「議会棟のバリアフリー化（障がいのある傍聴者・議員，乳幼児連れの傍聴者への対応等）」

#### 5 協議事項に係る協議の結果

議会活性化推進会議（第2次・延長後）は、平成21年9月18日の代表者会議において設置期間の延長が決定され、同年10月13日に第1回会議を開催して以来、これまでに10回の会議を行っている。

この間、4項目の協議事項全てについて一定の結論を得るに至ったものであり、これらの各協議事項に係る協議の結果や協議の状況は、以下のとおりである。

##### (1) 協議事項1「議会基本条例（仮称）の検討」

この協議事項は、議会活性化推進会議（第2次）における協議事項でもあり、同会議の議会活性化推進会議報告書（中間報告 平成21年5月8日）において次の報告を行っているものである。

この協議事項については、現在、なお協議中である。

会議では、まず、昨今、多くの地方議会が、議会の役割及びその活動原則等を定める議会基本条例の制定又は制定に向けた検討を進めている状況や、三重県をはじめとする各自治体の条例の内容について調査を行った。

これまでの協議では、本市議会が、すでに、他の地方議会に先行して行政監視や政策提案の条例の制定に積極的に取り組んでおり、また、議会活性化推進会議の活動を中心とした議会の活性化の取組も進んでいることから、概ね、「議会基本条例についてもその検討を進めてよいのではないか」との認識で一致している。

このような中、この議会活性化推進会議（第2次）の設置期間の関係から、「同条例には議会制度の根幹に関わる重要な論点が数多く含まれることから、相応の時間をかけて各論点を丁寧に検討していく必要がある」との意見や、「仮に、代表者会議において、この議会活性化推進会議の設置期間の延長が認められた場合には、延長後の会議の主要な協議事項としていきたい」との意見も出されている。

議会活性化推進会議（第2次・延長後）では、まず、昨今、多くの地方議会が、議会の役割やその活動原則等を定める議会基本条例の制定又は制定に向けた検討を進めており、ここ1、2年は多くの政令市や都道府県が制定している状況等を確認し、福島県会津若松市をはじめとする各自治体の条例の特色や内容、制定の経緯などについて調査を行った。

特に、各自治体の条例の前文に現れている理念や条例を踏まえ実施されている議会運営の見直しなどの具体的な取組事例、条例の制定に至るプロセス、議会報告会の実施状況等について詳細な調査を行ったものである。

また、平成20年6月に議会基本条例を制定し、先進的な取組を行っている福島県の会津若松市議会への視察調査を行い、会津若松市議会においては、議会基本条例の制定に伴い議員間討議が進み、様々な実績や効果があり、その結果として、執行機関や市民との関係に変化が生じていることが分かった。

このように、この協議事項については、議会基本条例に係る幅広い調査研究及び議論がなされ、その中で収集及び調査した資料は議会活性化推進会議（第2次・延長後）での重要な成果物であることから、これらの資料を本報告書の参考資料として編集・作成を行うことで一致した（**別添資料**を参照）。

議会活性化推進会議（第2次・延長後）において、上記のとおり議会基本条例の検討を鋭意進めてきたところであるが、各党派における議会基本条例に対する考え方は様々あり、それぞれの項目についての共通認識が得られている段階にはいまだなく、かつ、協議事項は「基本条例の検討」ということであり制定を前提としているわけではないため、その取りまとめに際しては、今期の活性化会議では「議会基本条例の制定」や「議会基本条例の各規定項目についての是非」について結論付けることはしないことで一致した。

基本条例に対する意見や課題などについて、各委員から「都市の規模や課題はそれぞれ違うので、それを踏まえて検討していくべきと考える。本市議会は現状においても、議員提案政策条例を多く成立させているなど、他都市と比較しても活動は進んでおり、今後、他都市の議会の状況などを見ながら検討していきたい。」という意見や「議会基本条例の制定は全国的な流れの中で取り組む課題であり、前向きに考えていいのではないか。内容については拙速にまとめるのではなく、一つ一つ勉強しながら、時間をかけて検討すべきである。」という意見、「他都市の議会の動きや議会に対する市民の目などを考慮すると、議会改革は急務であり、その議会改革の方向性と課題に対する認識を市民と認識の共有を図る上で、議会基本条例の制定は不可欠であるため、改選後の早い時期に議会基本条例の提出・制定が必要だと考えている。課題としては、議員定数や議員報酬、海外視察費、通年議会、地域での議会報告会の在り方などの改革課題の整理が必要である。」という意見、「議会基本条例が必要かどうかを含めた議論は、来期に譲ってよいと考える。これまでの調査を踏まえると、議会基本条例は市民に開かれた、市民のための条例であ

るべきであり、議会内で十分な合意が得られないといけないものである。また、議会基本条例がなければ議会改革はできないというものではなく、条例の制定を待たなくても、やれることはたくさんあるのではないか。」という意見、「議会基本条例はぜひとも必要だと考えている。全国的にも多くの地方議会で制定され、時代の流れでもある。ただし、トレンドだからといって拙速に形だけの議会基本条例を制定するのではなく、議会基本条例によって何が変わるのか、どのような意味があるのかを十分理解して制定する必要がある。来期に調査・検討を続け、十分理解を広げて、制定を目指してほしい。課題としては、議会活性化推進会議のメンバーは条例について調査・検討しているが、それ以外の議員は条例の必要性を考える機会が十分でないので、全議員出席の研修会を議長主催で開き、専門家を呼んで学習会などをすればよいと考える。」という意見などがあった。

## (2) 協議事項 2 「発言時間の残時間表示計の設置等」

協議の結果、この協議事項については、平成 22 年 2 月 8 日の第 1 次報告書において次の報告を行っている。

協議事項 2 「発言時間の残時間表示計の設置等」については、平成 21 年 9 月の代表者会議において、延長前の議会活性化推進会議（第 2 次）から継続して協議事項とするものとされ、その際、平成 22 年度に実施予定の議場システムの更新に併せて検討するものとされた。

会議では、まず、これまでの議会活性化推進会議で行われていた協議の内容を確認するとともに、平成 22 年度に実施される議場システムの更新に併せて設置するためには、平成 22 年度予算に反映させる必要があり、平成 21 年中に結論を得る必要があることの確認がなされ、次に設置に要する経費等の調査を行った（注）。

その後、この調査結果等を踏まえ精力的に協議を行ったが、各会派の意見の一致をみず、協議の期限である平成 21 年中に結論を得るに至らなかったことから、協議を終結し、各会派の意見を付してその旨を議長に報告することとした。

会議における各会派の意見は、次のとおりである。

（注）設置に要する経費等の調査に係る会議の配付資料については以下を参照。

- ・延長後第 3 回会議（平成 21 年 12 月 7 日開催）配付資料 P 38～41
- ・延長後第 4 回会議（平成 21 年 12 月 22 日開催）配付資料 P 42～44

### ア 設置に積極的な意見

座長及び副座長並びに 4 人の委員は「設置に賛成」との意向であった。

主な意見は、「現在、発言時間が残り 5 分間となったことを職員から知らせてもらっているが、核心部分となる 3 問目の質問を、残り 5 分間の中で、質問を行いながら調整しなければならず苦慮している。設置して、随時発言残時間が分かるようになれば、質問を調整しやすくなり、時間をより有効に使うことができるよう

になる。また、傍聴者にも質問の内容がより分かりやすいものとなる」との意見や、「議員が質問に集中できるというメリットがある」との意見、「発言残時間が傍聴者にも分かるようになり、市民サービスの向上を図ることができる」との意見、「費用対効果についても、長期的には効果があるのではないか」との意見があった。

#### イ 設置に消極的な意見

1人の委員及び1人のオブザーバーは「設置に反対」との意向、また、3人のオブザーバーは「設置する必要はないと考えるが、設置が必要との意見が大勢であれば設置してもよい」との意向であった。

主な意見は、「発言残時間が5分間となった時点で職員が知らせるという現在の対応で不都合はなく、高額の予算措置をしてまで設置する必要はない」との意見や、「議員本人がストップウォッチを使用して発言残時間を確認しているので不都合はない」との意見、「設置することによって、質問が機械的に打ち切られたりしないか。発言時間の少ない少数会派の発言が制約されないか懸念がある」との意見があった。

### (3) 協議事項3「議会の公開性・透明性を高める取り組みの拡大（議会放映の拡大・市議会ホームページの掲載事項の拡大等）」

#### ア 具体的な取組①から④

協議の結果、この協議事項については、平成22年8月31日の第2次報告書において次の報告を行っている。

会議では、まず、他の政令市の状況等の調査を行い、その後、議会の公開性・透明性をより一層高めていくための具体的な取組案について協議を行った。

その結果、次に掲げる取組を実施することが適当であるとの認識で一致した。

- ①議会放映の早良区入部出張所及び西区西部出張所への拡大
- ②議案等のホームページ掲載
- ③議案に対する賛否状況のホームページ等掲載
- ④議場議席図のホームページ掲載及び傍聴席入口横への掲示

(注) 上記①～④の具体的な取組の内容については、P12～17を参照。

#### ※実施時期

予算措置を必要としない項目（②～④）については平成22年度中、予算措置を必要とする項目（①）については平成23年度中、いずれも準備が整い次第早期に実施できるよう、必要な措置を講じられることが望ましい。

以上の第2次報告書をもとに代表者会議、議会運営委員会及び広報委員会において協議された結果、上記①議会放映の早良区入部出張所



及び西区西部出張所への拡大については、平成 23 年 6 月定例会から実施されることとなり、上記②議案等のホームページ掲載及び③議案に対する賛否状況のホームページ等掲載については、平成 22 年 10 月 1 日よりホームページに掲載され、上記④議場議席図のホームページ掲載及び傍聴席入口横への掲示については、同年 9 月の第 4 回福岡市議会（定例会）最終日に掲示を行い実施されている。

#### イ 具体的な取組⑤及び⑥

議会活性化推進会議（第 2 次・延長後）では、他の政令市の状況等の調査を行い、その後、議会の公開性・透明性をより一層高めていくための具体的な取組案として、⑤「政務調査費の手引き」のホームページ掲載と⑥政務調査費の収支報告書のホームページ掲載について協議を行ったが、各会派の意見の一致をみず、議会活性化推進会議（第 2 次・延長後）において結論を得るに至らなかったことから、協議を終結し、その旨を議長に報告することとした。

議論の終結に当たって、『本協議事項は「今議会活性化推進会議」ではまとまらなかったが、今後も引き続き検討できる余地を残したほうがいい』という意見があり、各会派異論がなく、今後代表者会議などの場において引き続き検討することが望ましいとの認識で一致した。

#### (4) 協議事項 4 「議会棟のバリアフリー化（障がいのある傍聴者・議員、乳幼児連れの傍聴者への対応等）」

協議の結果、この協議事項については、平成 22 年 8 月 31 日の第 2 次報告書において次の報告を行っている。

会議では、まず、他の政令市の状況等の調査や、関係団体等の意見聴取を行い、その後、議会棟のバリアフリー化を進めていくための具体的な取組について協議を行った。

その結果、次に掲げる取組を実施することが適当であるとの認識で一致した。

- ①障がい者補助犬の傍聴入場規制の改正等
- ②親子傍聴室の設置
- ③車いす傍聴席の拡張
- ④議会棟の点字案内板及び点字ブロックの設置
- ⑤議場内のバリアフリー化の検討

（注）上記①～④の具体的な取組の内容については、P 18～25 を参照。

#### ※実施時期

予算措置を必要としない項目（①及び⑤）については平成 22 年度中、予算措置を必要とする項目（②～④）については平成 23 年度中、いずれも準備が整い次第早期に実施できるよう、必要な措置を講じられることが望ましい。

この報告を受け、上記①障がい者補助犬の傍聴入場規制の改正等については、平成 23 年 2 月に福岡市議会傍聴規則の改正が行われた。

上記⑤議場内のバリアフリー化の検討については、事務局において庁舎の維持管理を所管する財政局と協議を行い、財政局が平成 22 年度に実施する「福岡市役所議会棟外更新工事基本設計業務委託」において、専門の見地から「議場のバリアフリー化」に関する提案を受けることとなった。

また、他都市の先進事例の調査を行い、平成 22 年 12 月 22 日に開催された第 10 回議会活性化推進会議（第 2 次・延長後）に調査及び検討の進捗状況が報告された。

これを受けて協議を行った結果、今後、議場内のバリアフリー化については、上記業務委託に基づいて平成 23 年 2 月末に提出される改修計画案を精査の上、具体的な改修内容を決定し、できるだけ早い時期に実施できるように平成 23 年度に財政局と協議を行っていくべきとの認識で一致した。

（注）上記⑤の具体的な取組の内容については、P 26～36 を参照。

## 6 今後の本市議会の活性化に向けて

議会活性化推進会議（第 2 次・延長後）では、平成 21 年 9 月の代表者会議において設置期間の延長が決定されて以降、1 年 4 か月にわたり、会議 10 回と会津若松市議会への調査視察を行い、4 項目の調査事項に関して様々な角度から精力的に調査研究と協議を重ねてきた。

本報告書は、各委員が熱心に調査研究と協議を行ってきた成果であり、必ずや、市民に開かれたより透明性の高い議会運営を確立するため、大いに寄与するものと確信している。

加えて、協議によって得られた結果はもとより、市議会の全ての会派が市議会の活性化という共通の目的に向けて協議を重ね、このような報告書をまとめることができたこと自体も本市議会の活性化にとって大きな意義があったものとする。

今回の報告により、議会活性化に向けた取組はひとつの区切りを迎えることとなるが、本市議会としては、今後とも、さらに不断の取組を続けていく必要がある。その点について、各委員からは「来期以降も引き続き議会改革に取り組んでいくべきである。」という意見や「議会改革は市民のためになると思ってもらえるよう、市民ともコミュニケーションをとりながら「市民に見える」形で検討を進めていくべきである。議会改革の各論として、例えば 3 問制の見直しや議員間討議の導入の検討を行ってはどうか。」という意見、「本市議会の議会改革はかなり進んでいるが、市政全体の活性化にはつながっておらず、周辺自治体と連携を深めるなど新しい視点で考えることも必要である。」という意見、「今議会活性化推進会議で、合意できる項目の検討は終わったと考えている。残された課題は、代表者会議や議運などの場で検討を続けられればいいのか。」という意見などがあつた。

最後に、これまで議会活性化推進会議（第 2 次・延長後）が議長に行った報告に対しては、正副議長や市議会各会派、市長事務部局が即座に対応され、既に取組が始まっているものもある。協力いただいた関係各位に感謝

申し上げたい。

今後とも、本市議会を始めとする関係各位がこの議会活性化推進会議（第2次・延長後）の報告を真摯に受け止められ、新しい時代にふさわしい活性化した市議会の実現に共に取り組まれることを切に願うものである。

平成 23 年 3 月 2 日

議会活性化推進会議

座長	南原茂	(自由民主党福岡市議団)
副座長	大石修二	(公明党福岡市議団)
委員	伊藤嘉人	(自由民主党福岡市議団)
〃	石田正明	(公明党福岡市議団)
〃	栃木義博	(民主・市民クラブ)
〃	笠康雄	(みらい福岡市議団)
〃	星野美恵子	(日本共産党福岡市議団)
オブザーバー	外井京子	(ふくおかネットワーク)
〃	木村幾久	(社民・市政クラブ福岡市議団)
〃	藤本顕憲	(福政市民クラブ)
〃	友納博美	(平成会)



別 紙

## 具体的な取組の内容

### 協議事項 3-① 議会放映の早良区入部出張所及び西区西部出張所への拡大

#### 1. 現 状

議会放映については、本会議の様態をインターネットにより配信し、また、本庁舎及び7区役所の1階ロビーに設置されたテレビを活用して放映しているが、早良区入部出張所及び西区西部出張所では放映を行っていない。

なお、区役所放映は、庁内LANを利用したシステムにて配信を行っている。

#### 2. 対 応 案

現行の庁内LANを利用した区役所放映システムを活用し、早良区入部出張所及び西区西部出張所にも新たに関係機器を設置し、平成23年度からこれら2出張所のロビー等において議会放映を実施する。

#### ○経費見込額（概算）

- ・初期経費 LANケーブル工事（委託料） 401,000円
- ・経常経費 年間機器リース料（借損料） 334,000円

※ 経費の金額は、事務局等において試算した額であり、今後の調査・見積りにより変動することがある。（以下の項目についても同じ。）

#### 〈参 考〉

現行区役所放映経常経費

年間機器リース料（借損料） 1,637,244円

## 協議事項 3-② 議案等のホームページ掲載

### 1. 現 状

#### (1) 本市の状況

議案等のホームページ掲載については、市議会ホームページ内の「会議結果」に議案の件名のみ掲載しており、可決された意見書・決議案を除き、議案そのもの（内容）については掲載していない。

(※1) 予算（補正予算を含む）及び決算議案については、その概要が市ホームページに掲載されている。

(※2) 可決された議員提出条例案等の条文等は市議会ホームページ内の「市議会☆情報BOX」に掲載している。

#### (2) 政令市の状況

議案等をホームページに掲載している政令市

…7市（仙台市、さいたま市、千葉市、川崎市、横浜市、新潟市、京都市）

### 2. 対 応 案

下記の議案を市議会ホームページに掲載する。

①市長提出議案（条例案・一般議案等）

②議員提出議案（意見書・決議案を除く条例案等）

掲載開始時期については、開会1週間前（議案送付日）から開会前日までとする。

(※1) 予算（補正予算を含む）及び決算議案については、その概要が掲載されている市ホームページにリンクを貼る。

(※2) 市長提出議案に対して議員から修正案が提出され、当該議案が修正可決された場合は、会議結果として当該修正案の内容を掲載する。

### 協議事項 3-③ 議案に対する賛否状況のホームページ等掲載

#### 1. 現 状

##### (1) 本市の状況

議案に対する賛否状況の公開は行っていない。

##### (2) 政令市の状況

会派別の賛否状況をホームページ等で公開している政令市が9市ある。

###### ①ホームページに掲載している政令市

…8市（札幌市，仙台市，千葉市，川崎市，相模原市，横浜市，新潟市，京都市）

###### ②議会広報紙に掲載している政令市

…6市（仙台市，川崎市，相模原市，横浜市，京都市，神戸市※）

（※1）神戸市は，予算特別委員会及び決算特別委員会の結果のみを公開している。

#### 2. 対 応 案

議案に対する会派別の賛否状況を市議会ホームページ等に掲載する。





協議事項 3-④ 議場議席図のホームページ掲載及び傍聴席入口横への掲示

1. 現 状

(1) 本市の状況

議席図のホームページ掲載及び傍聴席の入口付近への掲示は行っていない。

(2) 政令市の状況

①議席図をホームページに掲載している政令市

… 3市（川崎市，静岡市，大阪市）

②議席図を傍聴席の入口付近に掲示している政令市

… 3市（名古屋市，大阪市，堺市）

2. 対 応 案

(1) 議席図をホームページに掲載する。

(2) 傍聴席入口に掲げている傍聴規則ボードの横スペース（両サイド）を利用して，議席図（A2サイズ）をパネルに入れて掲示する。【写真①】

【写真①】議席図の傍聴席入口横への掲示  
現在の傍聴席入口付近の様子



掲示後のイメージ  
(A2サイズの議席図を傍聴規則ボードの両サイドに掲示)



## 協議事項 4-① 障がい者補助犬の傍聴入場規制の改正等

### 1. 現 状

#### (1) 本市の状況

①福岡市傍聴規則 3 条 2 号において、傍聴の際、動物を同伴して入場することが禁止されている。

※福岡市傍聴規則（抜粋）

第 3 条（傍聴席に入ることができない者）

(2) 旗、ポスター、プラカード、メガホン、楽器、動物等議事又は傍聴を妨害すると認める物品を携帯するもの。

②過去に、運用により、身体障害者補助犬（以下「補助犬」という。）を同伴する傍聴者の入場を認めた例がある。

③傍聴席は階段状となっており、足もとのスペースが狭く、補助犬が待機できるスペースは限られている。

④補助犬を利用されている方は、盲導犬利用者が福岡県内に 22 名、福岡市内に 6 名おり、介助犬利用者が福岡市内に 1 名いる。聴導犬利用者は福岡市内にはいない。

#### (2) 政令市の状況

補助犬同伴者の入場を認めている政令市

…11 市（さいたま市、横浜市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市（盲導犬のみ）  
京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市）

#### (3) 関係団体等の意見

①盲導犬同伴者は、車いす傍聴席でもよいが、誘導があれば一般傍聴席でもよい。

②盲導犬は飼い主の側で待機するように訓練されている。座席の横に 50 cm×100 cm程度の盲導犬が待機できるスペースがあればよい。

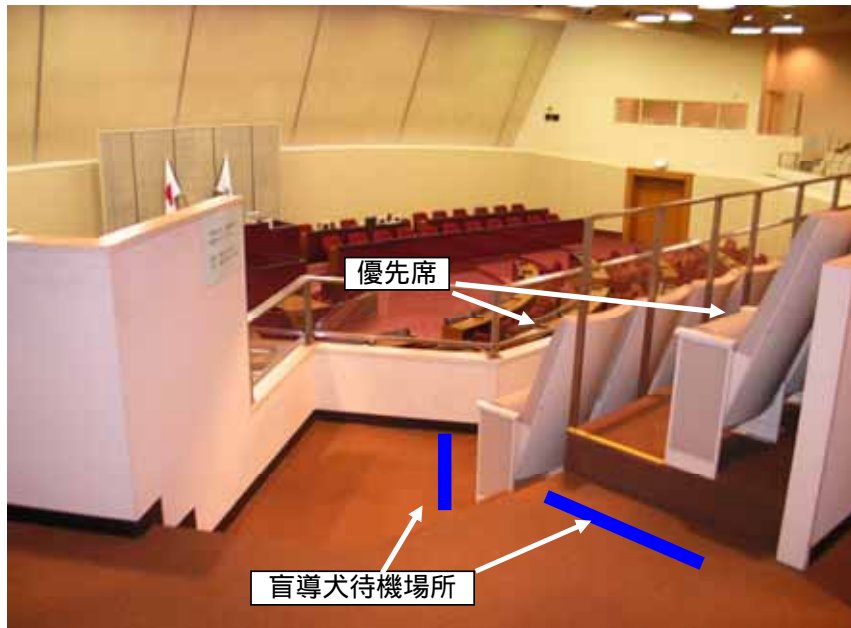
### 2. 対 応 案

(1) 動物を同伴して入場することを禁じる傍聴規則の改正を行う。

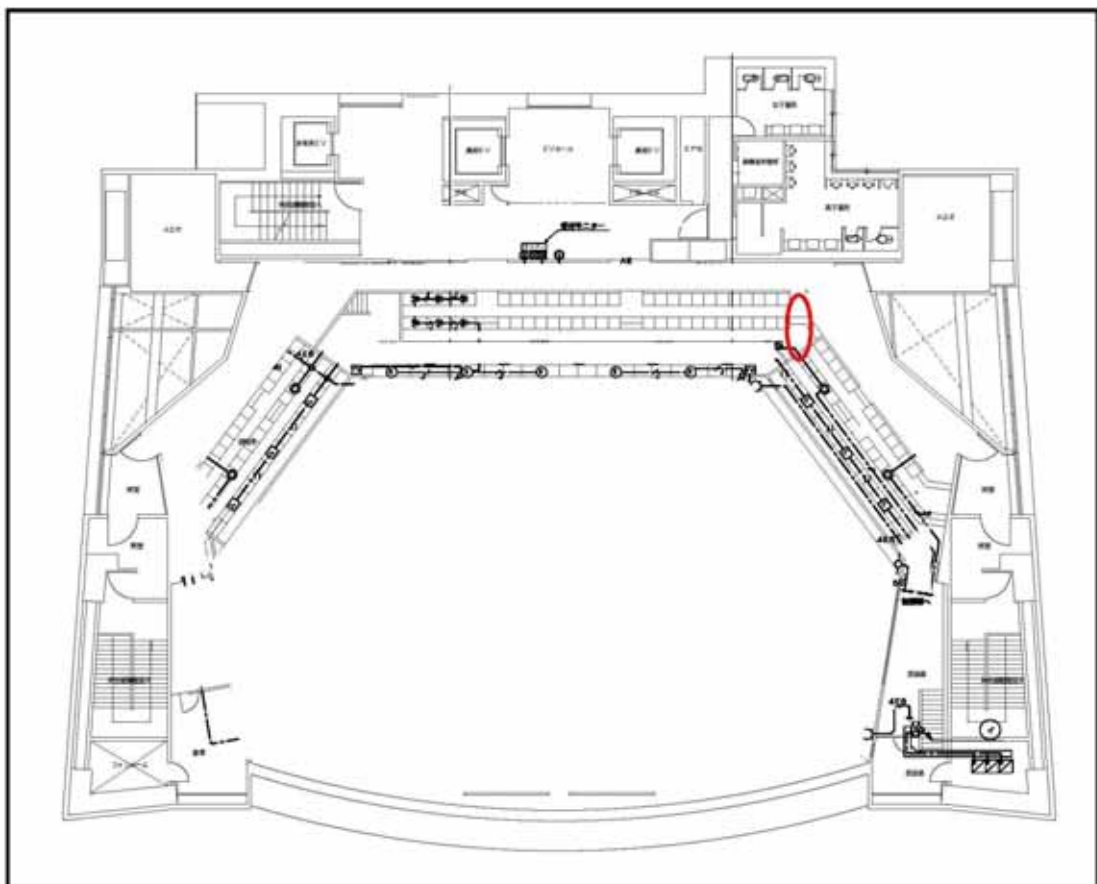
(2) 補助犬を同伴する車いす使用者は、車いす傍聴席に誘導する。

(3) 盲導犬が待機できるスペースがある席を「補助犬利用者の優先席」とする。【写真②及び図①】

【写真】補助犬利用者の優先席及び盲導犬の待機場所



【図】優先席指定が可能な箇所



## 協議事項 4－② 親子傍聴室の設置

### 1. 現 状

#### (1) 本市の状況

- ①乳幼児連れの傍聴者は、窓とドアで仕切られた特別傍聴室に案内している。
- ②特別傍聴室の広さは約 8.3 m<sup>2</sup>、奥行き 480cm で、室内には5席の椅子が設置されているだけで、授乳のための仕切りや設備はない。【写真③】
- ③特別傍聴室への経路には、5段の階段（延長 180 cm、高低差 90 cm）がある。【写真④】
- ④議会棟 15 階には、おむつ交換台を設置した多目的トイレがある。

#### (2) 政令市の状況

親子傍聴室を設置している政令市… 2 市（堺市、広島市）

#### (3) 関係団体等の意見

知的障がい者も親子傍聴室の利用対象としてほしい。

### 2. 対 応 案

特別傍聴室を、親子傍聴室としても運用できるよう、次に掲げるような特別傍聴室の一部改装等を行う。

- (1) 設置している椅子の間隔を狭めることで、特別傍聴室の一番奥に、移動できる折りたたみ式ベビーベットを置くスペースを確保する。【図②】
- (2) 入口から4番目と5番目の椅子の間にカーテンを設置し、授乳中は仕切ることができるようにする。また、議場に面したガラス窓にもロールカーテンを設置する。【図②】
- (3) ベビーカー所有者が階段を上り下りする際は、職員が介助を行う。
- (4) 運用にあたり、申し出があった場合には、知的障がい者の利用も認める。
- (5) 平成 23 年度のできるだけ早い時期に供用開始する。

#### ○経費見込額（概算）

- ・改修経費 約 25 万円

【写真】現在の特別傍聴室



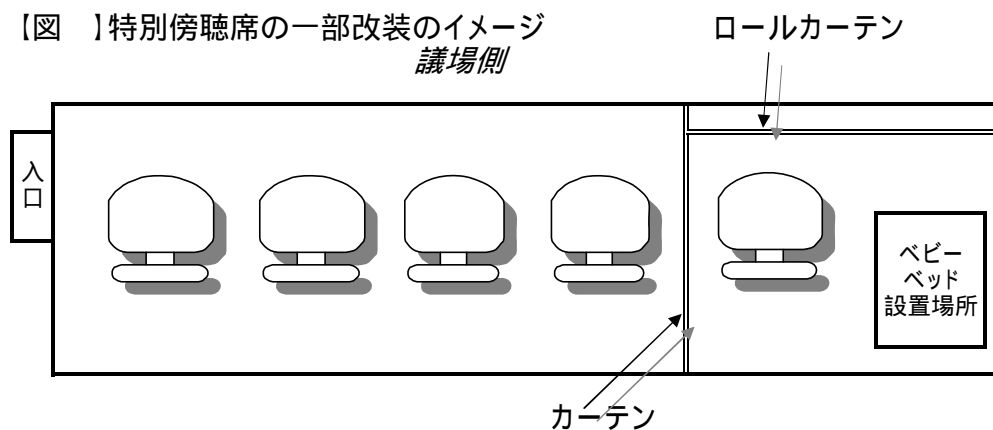
広さ約8.3㎡ 幅(入口135cm 奥210cm) 奥行480cm

【写真】特別傍聴室への経路にある階段



(5段 延長180cm 高低差90cm)

【図】特別傍聴席の一部改装のイメージ  
議場側



## 協議事項 4-③ 車いす傍聴席の拡張

### 1. 現 状

#### (1) 本市の状況

- ①既設の車いす傍聴席は2台分で、スペースは幅 280 cm、壁の切り下げ部分は幅 180 cm である。【写真⑤】
- ②車いす傍聴席の拡張スペースとして考えられるのは、既設の車いす傍聴席に隣接する一般傍聴席5席を設置しているスペースであり、その幅は270cmである。【写真⑥】

#### (2) 政令市の状況

- ①平均…3.9席
- ②最大…10席（浜松市）
- ③最小…2席（仙台市、さいたま市、川崎市、静岡市、福岡市）

#### (3) 関係団体等の意見

- ①車いす傍聴席と限定せず、松葉杖使用者や視覚障がい者など、一般傍聴席の利用に不便を感じている人が誰でも利用できるようにできないか。
- ②車いす使用者の介助者も横に付き添えるようにして欲しい。
- ③車いす使用者の中には視線が低い人もいるので、切り下げのガラス面は、できる限り低くして欲しい。

### 2. 対 応 案

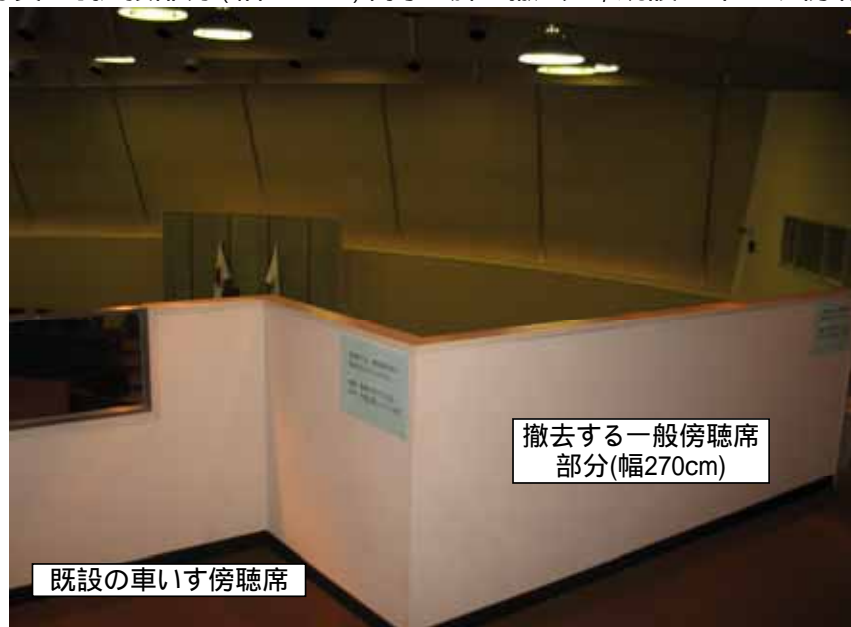
- (1) 既設の車いす傍聴席（2席）に隣接する一般傍聴席5席を撤去し【写真⑥】、車いす傍聴席を現在の2席から5席に拡張するとともに、松葉杖使用者や視覚障がい者など、一般傍聴席の利用に不便を感じている人や、車いす使用者の介助者も横に付き添えるようにバリアフリーのスペースとする。
  - (2) バリアフリーのスペースの利用を申し出た傍聴者には、必要に応じて、椅子を貸し出す。
  - (3) 視界を確保する腰壁の強化ガラス部分は、強度の許す限り広くする。
- 経費見込額（概算）
- ・改修経費 約70万円



【写真】既設の車いす傍聴席(2台分 幅280cm)



【写真】拡張部分(幅270cm)椅子5脚を撤去し,既設の車いす傍聴席を拡幅する。



#### 協議事項 4-④ 議会棟の点字案内板及び点字ブロックの設置

### 1. 現 状

#### (1) 本市の状況

- ①点字案内板【写真⑦】は、行政棟の玄関3カ所の風除室に設置されているが、議会棟玄関には設置されていない。
- ②議会棟玄関の風除室は、全面通路となっているため、点字案内板を設置するスペースがない。
- ③行政棟の点字案内板の内容は1階のフロア案内のみで、インターフォンが併設されていて守衛室または情報プラザに通じることとなっている。

#### (2) 関係団体等の意見

- ①点字による1階のフロア案内図は分かりづらいものが多く、現実的にはあまり利用していない。
- ②警備員が常駐し対応するのなら、上記①の点字による1階のフロア案内図は不要。
- ③エレベータ横に、点字の諸室案内板があれば助かる。

### 2. 対 応 案

- (1) 視覚障がいがある来訪者への対応は、警備員による人的対応を基本とし、議会棟玄関から警備員窓口まで、点字ブロックを延長する。【写真⑧】
- (2) 障がい者用エレベータの横に、壁掛け式の点字の諸室案内板を設置する。【写真⑨】
- (3) 点字の諸室案内板の内容は、各階諸室を基本とし、詳細については今後検討を行う。

#### ○経費見込額（概算）

- ・点字ブロック設置経費 約5万円/m
- ・点字の諸室案内板設置経費 約60万円

【写真】行政棟1階に設置されている点字案内板



【写真】点字ブロックを延長する箇所



【写真】点字の諸室案内板の設置箇所



## 協議事項 4-⑤ 議場内のバリアフリー化の検討

### 1. 現 状

#### (1) 本市の状況（議場内の状況）

- ①議員席は4段の階段状になっており、その段差は各15cmである。【写真⑩】
- ②演壇へは階段を2段登る必要があり、その段差は各15cmである。【写真⑪】
- ③議場出入口（2箇所）には、それぞれ左右に、延長135cm、高低差60cmの階段がある。【写真⑫】
- ④議員控室から議場へ向かう廊下は幅120cmであるが、途中で延長300cm、高低差35cmのスロープがある。また、議員控室と廊下の境のドア幅は85cmで、車いすは通る幅となっている。【写真⑬】
- ⑤理事者控室から理事者席へ向かう通路は幅83～86cmであるが、途中のドア幅は72cmである。また、理事者席へ入る後ろパネルとの隙間は63cmで、車いすは通らない。【写真⑭】

#### (2) 政令市の状況

- ①車いす使用議員が自ら自席に着くことができ、また、自ら登壇できる議場となっている政令市 … 6市（さいたま市、横浜市、新潟市、静岡市、名古屋市、神戸市）
- ②車いす使用議員が自ら自席に着くことができる政令市（※登壇には介助を要する。）  
… 1市（堺市）
- ③車いす使用議員のための仮設スロープを備えている政令市 … 1市（浜松市）

### 2. 他都市調査

議場のバリアフリーに関し、先進的な取り組みがなされている政令指定都市（2都市）について調査を実施。

#### (1) 浜松市

- ・内容：議席前スロープ【写真⑮】  
演壇用仮設スロープの設置【写真⑯】
- ・経緯：平成17年7月市町村合併に伴う議席増設工事を行う際、「他に何かできることはないか」の検討を行い、議会運営委員会にて決定。
- ・経費：1,465,500円（うち演壇用仮設スロープ製作費用は約5万円）
- ・課題：現在、障がいのある議員が在籍していないことから、簡易的な改修にとどまっている。今後、車いす利用の議員が当選した場合などは、演壇リフトの設置など検討する必要がある。

## (2) 神戸市

- ・内容：議席，演壇へのスロープ設置【写真⑰】  
演壇リフトの設置【写真⑱】
- ・経緯：平成 19 年 4 月の統一地方選挙で車いす利用の議員が当選。  
同年 6 月の任期開始に向け検討を行い，代表者会議へ報告し決定。
- ・経費：スロープ設置 871,500 円  
演壇リフト設置 1,432,200 円（別途、保守点検経費：年間 78,750 円）
- ・課題：現在，車いす利用の議員に対応できる席は 4 席。今後，車いす利用の議員が期数を重ねた場合に，通例であれば後方へ席が替わることになり，対応を検討する必要がある。

## 3. 専門的見地からの提案

財政局が実施する「※福岡市役所議会棟外更新工事基本設計業務委託」において，平成 23 年 2 月末に「議場のバリアフリー化」に関する提案を受けることになっている。

なお，平成 22 年 11 月末をもって提出された中間報告の内容は P 35・36 のとおり。

## 4. 対応案

- (1) 事務局において，23 年 2 月末に提出される「福岡市役所議会棟外更新工事基本設計業務委託」における基本設計を精査，他都市の先進的事例についても引き続き調査を行う。
- (2) 事務局の調査結果を踏まえ，平成 23 年度中に議場のバリアフリー化の具体的な改修内容を決定する。
- (3) 実施に当たっては，平成 24 年度以降，できるだけ早い時期での改修に向け，財政局と協議を行っていく。
- (4) バリアフリー化が完了するまでの間に必要が生じた場合は，議員席から演壇までの階段に仮設スロープを設置するなどの，暫定的対応を行う。

### 【※福岡市役所議会棟外更新工事基本設計業務委託（所管局：財政局）】

ア 履行期間 平成 22 年 7 月 29 日から平成 23 年 2 月 28 日まで

イ 目的 議会棟（1982 年竣工），行政棟（1988 年竣工）の老朽化に伴い，財政局において施設の更新・改修計画の作成及び基本設計業務を委託。

設計項目の一つとして「議場のバリアフリー化」を掲げている。

ウ 議会棟・行政棟更新工事に係る今後のスケジュール

- ・平成 23 年 2 月 委託先が財政局へ更新・改修計画案及び基本設計を提出
- ・平成 23 年度 財政局において，更新・改修計画（10 カ年計画）を作成

福岡市議会 本会議場の現状



【写真⑩】議員席(4段の階段 段差各15cm)



【写真⑪】演壇(2段の階段 段差各15cm)



【写真⑫】議場出入口

中央寄 延長135cm 高低差60cm 幅130cm



外 寄 延長135cm 高低差60cm 幅90cm

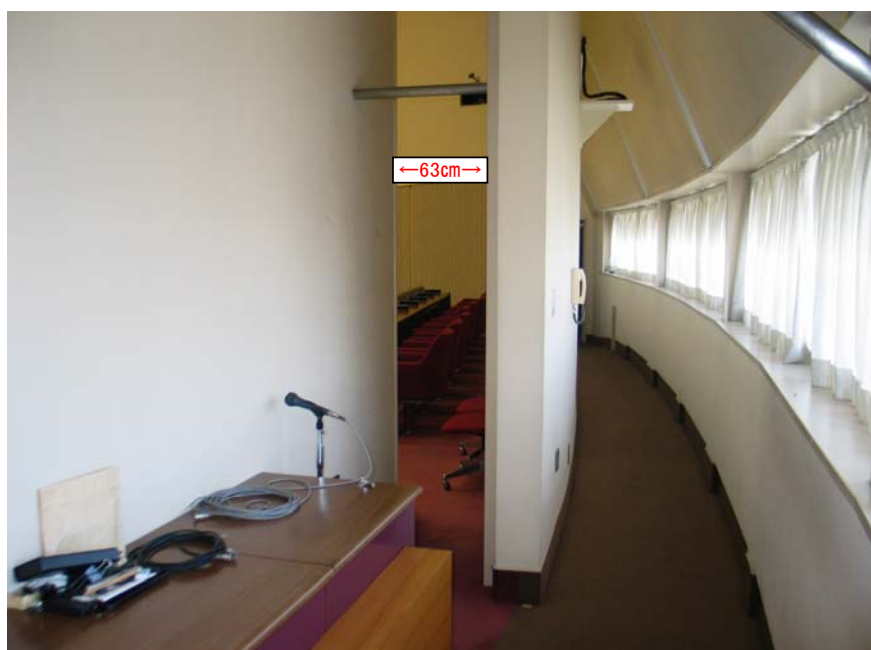


【写真⑬】議員控室から議場へ向かう廊下

延長300cm,高低差35cmのスロープ有り

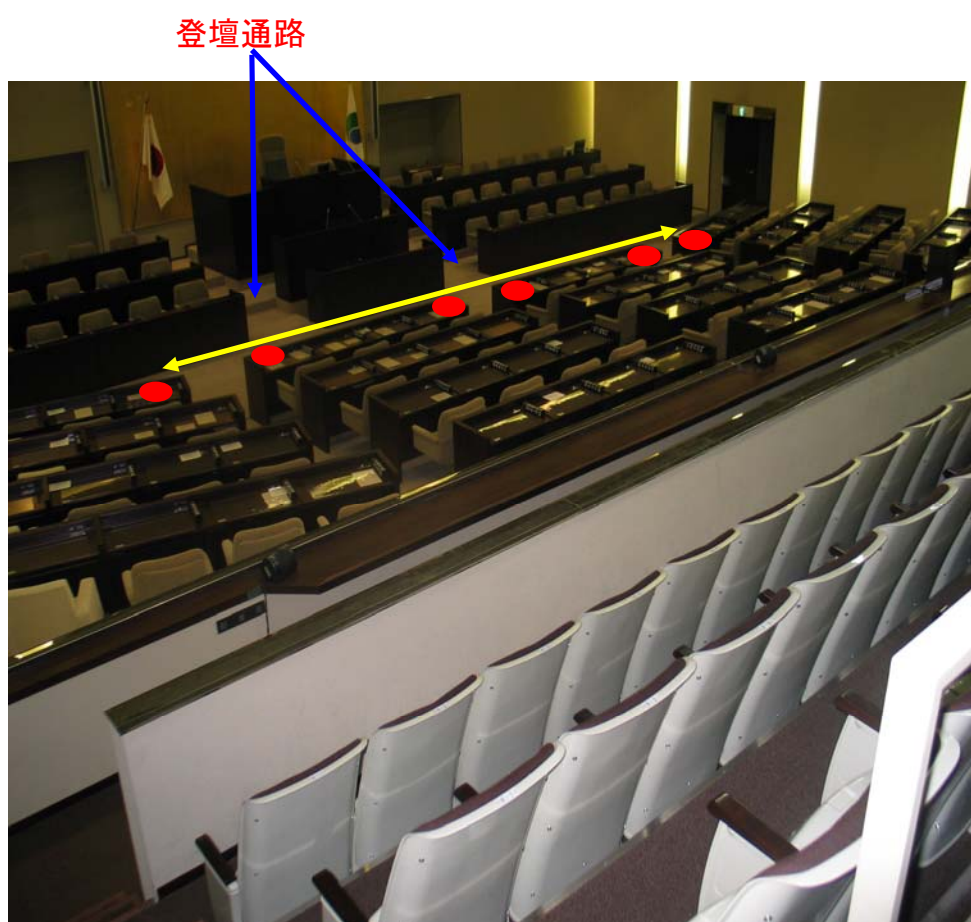
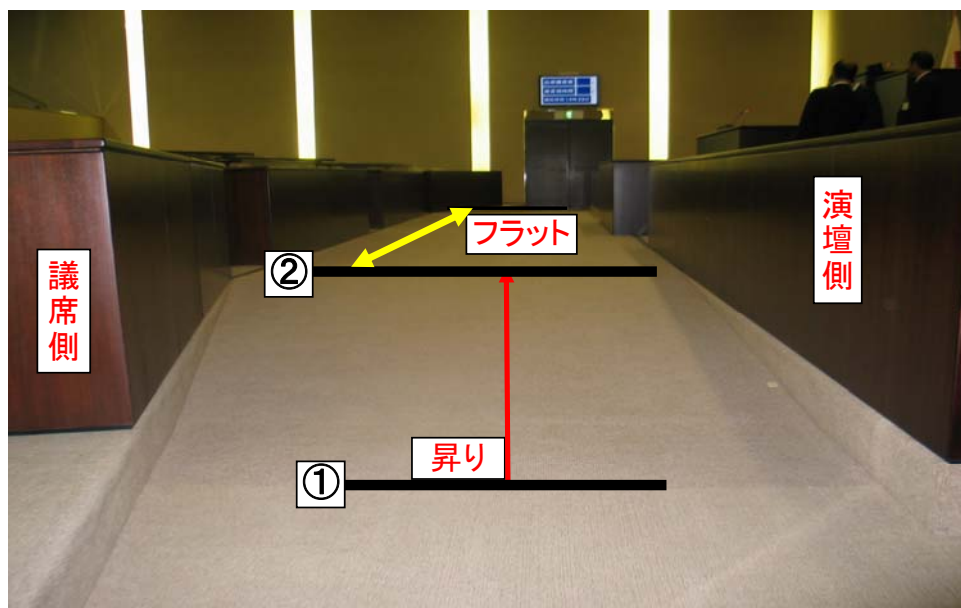


【写真⑭】理事者控室から理事者席へ向かう通路(議場裏の通路)





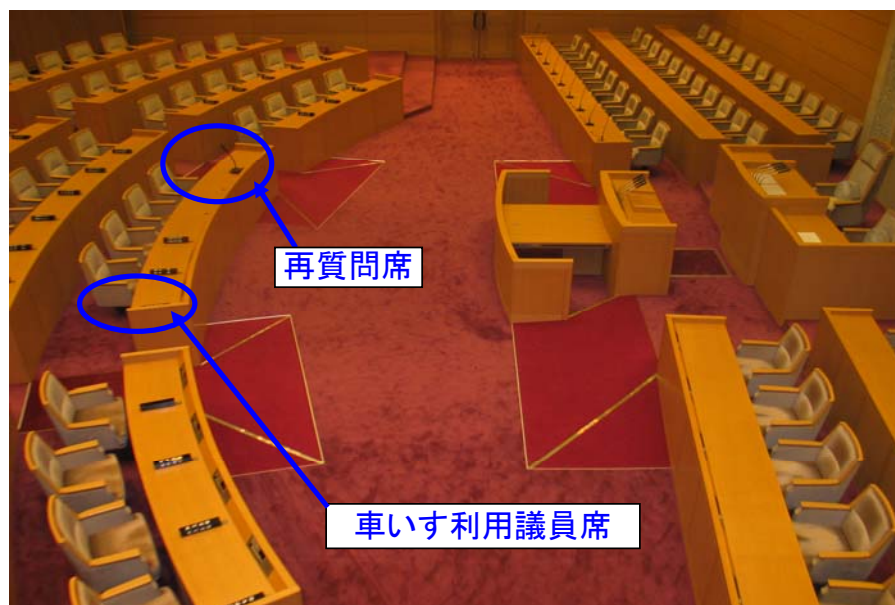
【写真⑮】議席前スロープ



【写真⑯】演壇用仮設スロープ



【写真⑰】議席、演壇へのスロープ



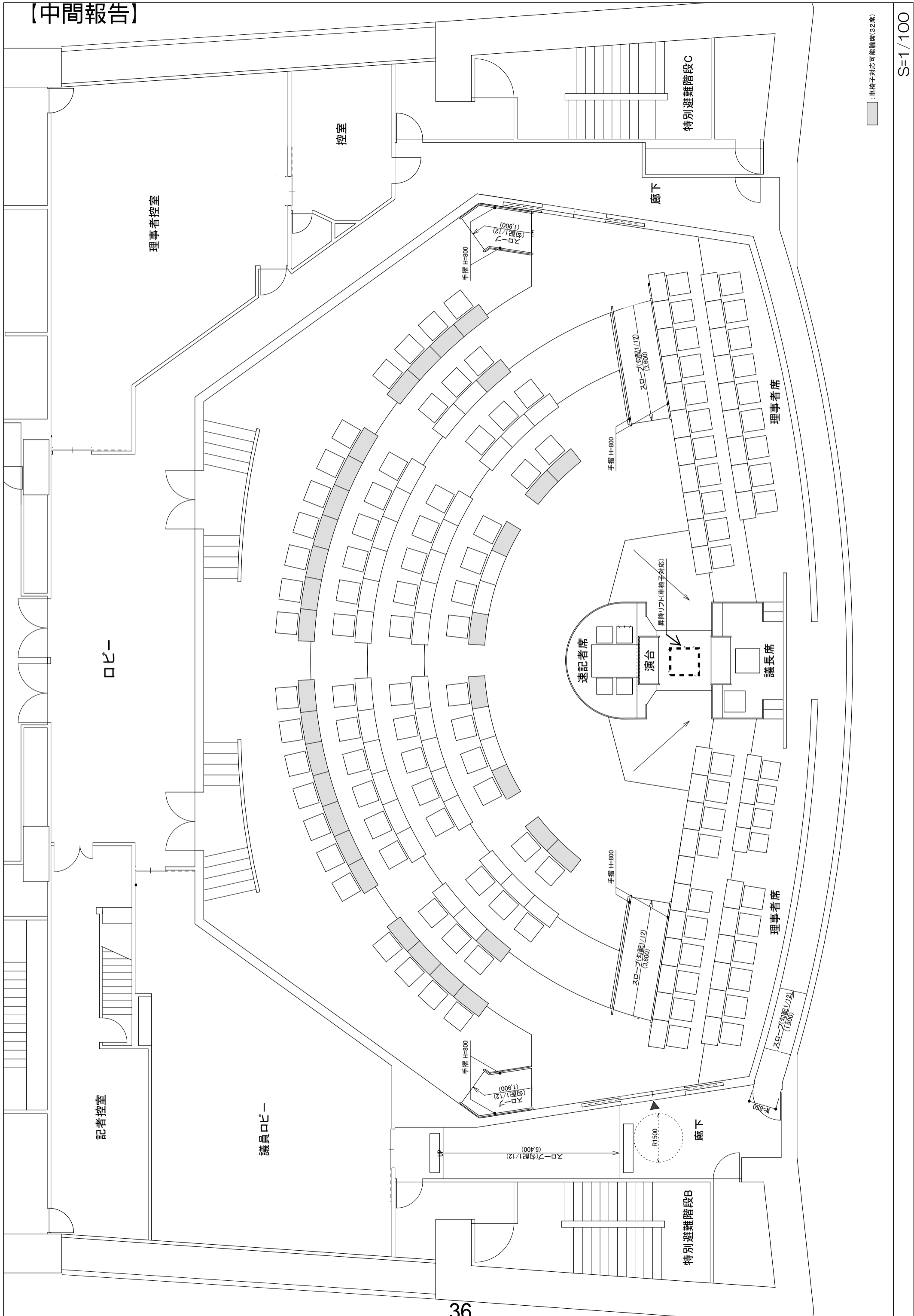
神戸市会

【写真⑱】演壇リフト



中間報告において提案を受けた議場の改修項目一覧

改修箇所	改修項目	ハートビル法(福祉)
出入口	① 議員ロビー出入口を「片引き戸」にする (有効幅=900mm)  ② 議員ロビーから通路への出入口を片引き戸にする (有効幅=1200mm)  ③ 議場入口を「引き戸」にする【2箇所】 (有効幅=2000mm×2箇所)  ④ バックヤード出入口等の改修 (有効幅=850mm、スロープ勾配=1/12)	出入口有効幅 W=900mm以上  福岡市まちづくり条例 整備基準では800mm以上
スロープ	⑤ 議員ロビーから議場までの通路の改修 (スロープ勾配=1/12)  ⑥ 議場内にスロープと手すりを新設【4箇所】 (スロープ勾配=1/12、有効幅=1200mm)  ⑦ 議場最下段を嵩上げし、最前列の議員席の高さに 合わせる。  ⑧ 演壇への階段をなくし、スロープにする【2箇所】 (スロープ勾配=1/12)	スロープ有効幅 W=1200mm以上  勾配=1/12
演壇	⑨ 演壇リフトの設置  ⑩ 演台の移動(速記者席側に400mm程度)	車椅子回転径 R=1500mm以上



■:車椅子対応可能議席(32席)

資 料 1

平成21年12月7日

発言時間の残時間表示計について

1 設置機器の概要

(1) 設置機器

表示機器

52インチモニター（画面サイズ：横1152mm×縦648mm）

表示機能

ア 事務局操作器により発言時間（持ち時間）を設定、カウントダウンにより残時間を表示。

イ 会派及び個人持ち時間の設定、並びに残り時間を保存。

ウ 発言残時間を「分」「秒」で表示。

エ 設定により表示色の变化及びブザー音により残時間の通知が可能。

(2) 設置箇所及び台数

議場議員席後方壁面議長席・演壇正面	1箇所（1台）
議場前方理事者席後方壁面左右	2箇所（2台）
計	3箇所（3台）

(3) 設置位置及び残時間表示計イメージ図

別紙1～3のとおり

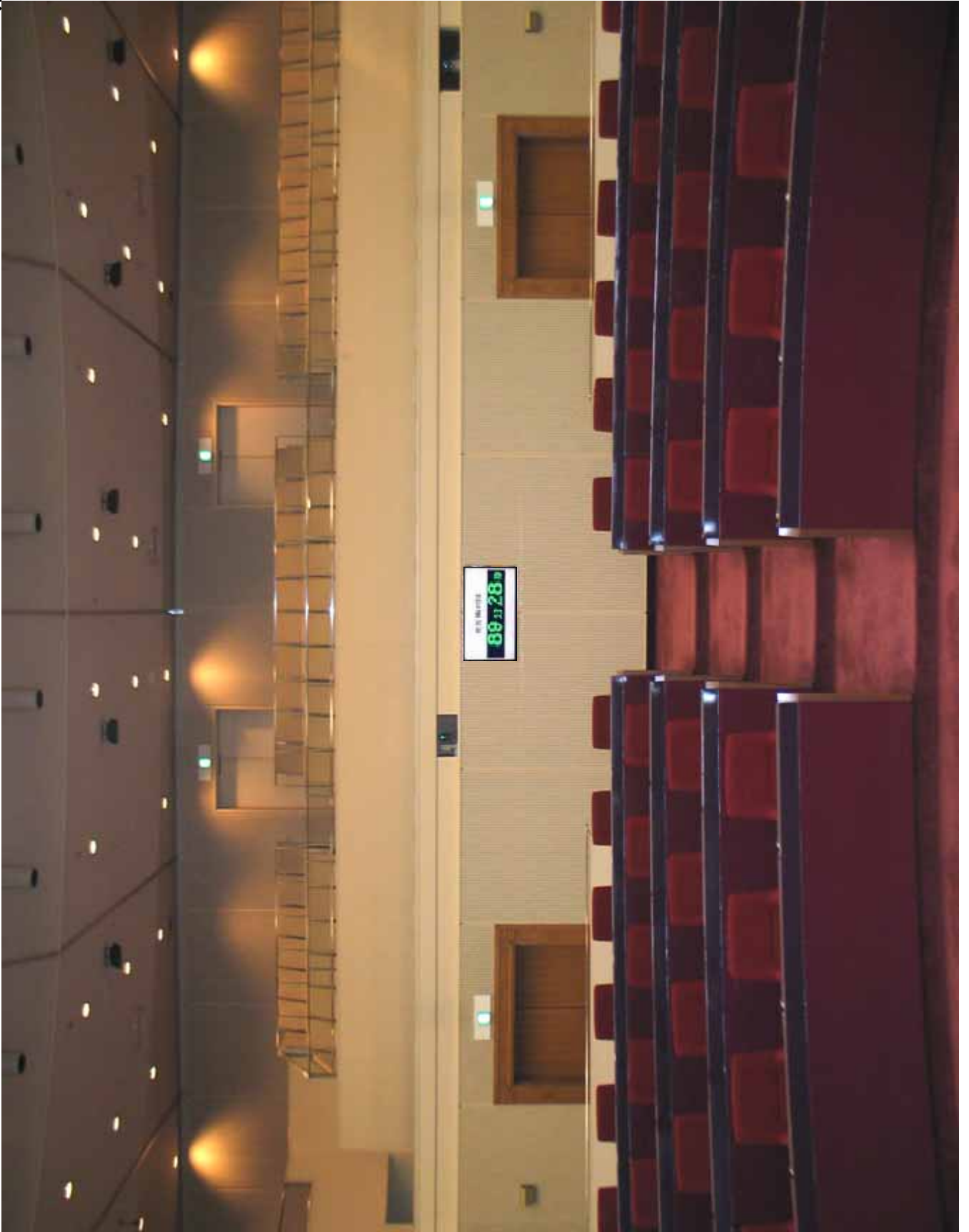
2 経費（概算）

モニター購入、機器取付・調整工事及び配線工事にかかる経費

区 分	経 費（概 算）
更新工事とあわせ設置した場合	2,619千円
更新工事終了後に新たに設置した場合	3,753千円
差 額	1,134千円









（案1）

平成21年12月22日

発言時間の残時間表示計について

52インチモニター（画面サイズ：横1152mm×縦648mm）

2箇所（議場前方議長席上部、議員席後方）

経費（概算）

区 分	経 費（概 算）
更新工事とあわせ設置した場合	1,806千円

（前回提示資料）

52インチモニター（画面サイズ：横1152mm×縦648mm）

3箇所（議員席前方左右2箇所、議員席後方）

経費（概算）

区 分	経 費（概 算）
更新工事とあわせ設置した場合	2,619千円
更新工事終了後に新たに設置した場合	3,753千円
差 額	1,134千円

表示機能

- ア 事務局操作器により発言時間（持ち時間）を設定、カウントダウンにより残時間を表示。
- イ 会派及び個人持ち時間を設定、並びに残り時間を保存。
- ウ 発言残時間を「分」「秒」で表示。
- エ 設定により表示色の变化及びブザー音により残時間の通知が可能。

( 案 2 )

平成 21 年 12 月 22 日

発言時間の残時間表示計について

37インチモニター（画面サイズ：横 819mm×縦 461mm）

2箇所（議場前方議長席上部、議員席後方）

経費（概算）

区 分	経 費（概 算）
更新工事とあわせ設置した場合	1,290千円

( 前回提示資料 )

52インチモニター（画面サイズ：横 1152mm×縦 648mm）

3箇所（議員席前方左右2箇所、議員席後方）

経費（概算）

区 分	経 費（概 算）
更新工事とあわせ設置した場合	2,619千円
更新工事終了後に新たに設置した場合	3,753千円
差 額	1,134千円

表示機能

- ア 事務局操作器により発言時間（持ち時間）を設定、カウントダウンにより残時間を表示。
- イ 会派及び個人持ち時間を設定、並びに残り時間を保存。
- ウ 発言残時間を「分」「秒」で表示。
- エ 設定により表示色の变化及びブザー音により残時間の通知が可能。

52インチモニター議長席上部設置イメージ図



# 資料 2

## 議会活性化推進会議（第2次・延長後）の概要

### 1 目的

地方分権の進展に伴い、地方議会が果たすべき役割の重要性が飛躍的に高まっていることにかんがみ、本市議会における政策立案機能及び行政監視機能並びにこれらを補佐する議会事務局の補佐機能の一層の強化を図るとともに、市民に開かれたより透明性の高い議会運営を確立するため、本市議会の諸課題について広範かつ詳細な検討を行うもの。

### 2 構成

自由民主党福岡市議団から2名（うち1名は座長）、公明党福岡市議団から2名（うち1名は副座長）、その他の交渉会派から各1名とし、非交渉会派から各1名のオブザーバーの参加を認める。メンバーは次のとおり。

座長	南原茂	(自由民主党福岡市議団)
副座長	大石修二	(公明党福岡市議団)
委員	伊藤嘉人	(自由民主党福岡市議団)
〃	石田正明	(公明党福岡市議団)
〃	栃木義博	(民主・市民クラブ)
〃	笠康雄	(みらい福岡市議団)
〃	星野美恵子	(日本共産党福岡市議団)
オブザーバー	外井京子	(ふくおかネットワーク)
〃	木村幾久	(社民・市政クラブ福岡市議団)
〃	藤本顕憲	(福政市民クラブ)
〃	友納博美	(平成会)

### 3 協議事項

代表者会議で決定する。なお、協議事項を追加する場合には、事前に代表者会議に諮ることとする。→具体的な協議事項は次ページ参照

### 4 設置期間

設置期間は当面2年間とし、2年経過後の協議の状況により必要な延長を検討するものとする。

※平成21年9月18日の代表者会議において設置期間の延長が決定された。

### 5 検討結果の取扱い

各会派の合意が得られた事項については、逐次議長に報告の上、代表者会議もしくは議会運営委員会の了承を得て、実施する。

### 6 その他

各回の会議が終了する都度、会議における配付資料及び協議の概要を、議会図書室に配架するとともに市議会ホームページ上の「市議会☆情報BOX」に掲載する。



## 議会活性化推進会議（第2次・延長後）の協議事項

- 1 延長前の議会活性化推進会議から継続して協議事項とするもの
  - (1) 多くの会派が協議事項とする意向を示しているもの  
【協議事項1】議会基本条例（仮称）の検討
  - (2) 議場システムの更新に併せて検討するもの  
【協議事項2】発言時間の残時間表示計の設置等
- 2 新規の協議事項  
市民に開かれたより透明性の高い議会運営を確立するため  
【協議事項3】議会の公開性・透明性を高める取り組みの拡大（議会放映の拡大・市議会ホームページの掲載事項の拡大等）  
  
【協議事項4】議会棟のバリアフリー化（障がいのある傍聴者・議員、乳幼児連れの傍聴者への対応等）
- 3 会派からの提案による協議事項（既存の協議事項を含む。）  
なし

## 議会活性化推進会議（第2次・延長後）の協議経過

### 延長後第1回：平成21年10月13日

- 議長挨拶，正副座長互選  
冒頭，光安力 議長より挨拶があり，その後，正副座長の互選（指名推選）を行い，座長に南原茂 委員，副座長に大石修二 委員をそれぞれ選出した。
- 議会活性化推進会議の基本的なルールの確認  
事務局より，議会活性化推進会議の基本的なルールとして代表者会議で確認された事項及び代表者会議で決定された4つの協議事項について説明があった。  
協議事項の追加については，議会活性化推進会議でまとまった場合，当該追加事項を議長に報告し，代表者会議で了承の上，追加されることが確認され，各会派で協議事項の追加等の意向があるときは，次回以降，提案することとなった。
- 今後の協議の進め方について  
次回の会議において，4つの協議事項に関する資料を配付し，事務局から説明することとなった。

### 延長後第2回：平成21年10月23日

- 4つの協議事項について  
事務局から4つの協議事項に関する資料をもとに説明を受けた後，質疑等を行った。
- 今後の協議の進め方について  
今後の協議の進め方について協議を行い，まず協議事項2『発言時間の残時間表示計の設置等』について先行して協議を行うこととなった。  
また，他の協議事項の協議の進め方については，次回引き続き協議することとなった。

### 延長後第3回：平成21年12月7日

- 協議事項2『発言時間の残時間表示計の設置等』について  
結論を得るに至らず，次回引き続き協議することとなった。  
なお，次回の会議に先立ち，事務局が各会派に資料を配付することとなった。
- 今後の協議の進め方について  
協議に先立ち，事務局から資料「今後のスケジュールについて（たたき台）」の説明を受け，今後の協議の進め方について協議を行い，示されたスケジュールをもとに協議を進めていくことが了承された。

### 延長後第4回：平成21年12月22日

- 協議事項2『発言時間の残時間表示計の設置等』について  
平成22年度に実施する議場システムの更新に併せて発言時間の残時間表示計を設置することについて，各会派の意見の一致をみず，協議の期限である平成21年中に結論を得るに至らなかったことから，協議を終結し，各会派の意見を付してその旨を議長に報告することとした。

## 平成 22 年 2 月 8 日…第 1 次報告書を議長に提出

### 延長後第 5 回：平成 22 年 2 月 10 日

- 協議事項 1 『議会基本条例（仮称）の検討』について  
事務局から資料について説明を受けた後、今後の協議の進め方について協議を行った。その結果、引き続き議会基本条例の論点等について調査研究を行うことに加え、議会基本条例を制定した地方議会の視察調査を 4 月以降に行う方向で検討することとなった。
- 協議事項 3 『議会の公開性・透明性を高める取り組みの拡大（議会放映の拡大・市議会ホームページの掲載事項の拡大等）』及び協議事項 4 『議会棟のバリアフリー化（障がいのある傍聴者・議員，乳幼児連れの傍聴者への対応等）』について  
事務局から資料の説明を受けた後、今後の協議の進め方について協議を行った。その結果、次の会議において、個々の検討事項について事務局から説明を受け、協議することとなった。

### 延長後第 6 回：平成 22 年 4 月 27 日

- 協議事項 1 『議会基本条例（仮称）の検討』について  
事務局から説明を受けた後、質疑を行った。  
視察調査については、視察先を福島県の会津若松市議会とすることとし、後日、具体的な日程を調整することとなった。
- 協議事項 3 『議会の公開性・透明性を高める取り組みの拡大（議会放映の拡大・市議会ホームページの掲載事項の拡大等）』  
具体的な検討事項の各項目について事務局から説明を受けた後、協議を行った。
- 協議事項 4 『議会棟のバリアフリー化（障がいのある傍聴者・議員，乳幼児連れの傍聴者への対応等）』について  
具体的な検討事項の各項目について事務局から説明を受けた後、協議を行った。

### 延長後第 7 回：平成 22 年 6 月 8 日

- 協議事項 1 『議会基本条例（仮称）の検討』について  
事務局から説明を受け、質疑を行った。
- 協議事項 3 『議会の公開性・透明性を高める取り組みの拡大（議会放映の拡大・市議会ホームページの掲載事項の拡大等）』  
事務局から説明を受けた後、協議を行った。その結果、次の検討事項について実施することが適当である旨、確認された。
  - ・検討事項①（入部出張所及び今宿出張所へ拡大）
  - ・検討事項②（議案等のホームページ掲載）
  - ・検討事項③（議案に対する賛否状況のホームページ等掲載）
  - ・検討事項④（議場議席図のホームページ掲載，傍聴席入口横への議場議席図の設置）残る検討事項は、引き続き協議することとされた。
- 協議事項 4 『議会棟のバリアフリー化（障がいのある傍聴者・議員，乳幼児連れの傍聴者への対応等）』について  
事務局から説明を受けた後、協議を行った。その結果、次の検討事項について実

施することが適当である旨、確認された。

- ・検討事項①（障がい者補助犬の傍聴入場規制の改正（規則改正））
- ・検討事項②（親子傍聴室の設置）
- ・検討事項③（車いす席の拡張）
- ・検討事項④（議会棟の点字案内板及び点字ブロックの設置）
- ・検討事項⑤（議場内のバリアフリー化）

#### 延長後第8回：平成22年7月28日

- 報告書（第2次）（案）について  
各派持ち帰り検討し、検討結果を8月9日までに事務局に連絡することとなった。
- 協議事項3『議会の公開性・透明性を高める取り組みの拡大（議会放映の拡大・市議会ホームページの掲載事項の拡大等）』について  
具体的な検討事項⑤「政務調査費の手引き」のホームページ掲載と⑥政務調査費の収支報告書のホームページ掲載について協議がなされ、次回引き続き協議することとなった。

#### 会津若松市議会への視察調査：平成22年7月29日から30日

### 平成22年8月31日…第2次報告書を議長に提出

#### 延長後第9回：平成22年10月22日

- 協議事項3「議会の公開性・透明性を高める取り組みの拡大（議会放映の拡大・市議会ホームページの掲載事項の拡大等）」について  
具体的な検討事項⑤「政務調査費の手引き」のホームページ掲載と⑥政務調査費の収支報告書のホームページ掲載について協議がなされ、次回引き続き協議することとなった。
- 会津若松市議会への視察調査の結果報告について  
事務局から説明を受けた後、協議を行った。その結果、「議会活性化推進会議（会津若松市議会視察）調査結果」を、今後作成を予定している最終報告書に盛り込むこととなった。
- 『協議事項1「議会基本条例（仮称）の検討」に関する資料集』について  
事務局から説明を受けた後、協議を行った。その結果、『協議事項1「議会基本条例（仮称）の検討」に関する資料集』を、今後作成を予定している最終報告書の参考資料として、掲載することとなった。
- 協議事項1「議会基本条例（仮称）の検討」について  
次回の議会活性化推進会議において、各会派の議会基本条例に対する率直な意見や課題などを持ち寄ることとなった。

#### 延長後第10回：平成22年12月22日

- 協議事項4「議会棟のバリアフリー化」について  
第2次報告において、今後調査及び検討を行うこととしていた具体的な検討事項「議場内のバリアフリー化の検討」につき、事務局より現在の調査及び検討の進捗状況等を説明し、今後の対応案を協議・決定した。

- 協議事項3「議会の公開性・透明性を高める取り組みの拡大」について  
具体的な検討事項⑤「政務調査費の手引き」のホームページ掲載と⑥政務調査費の収支報告書のホームページ掲載について協議がなされ、各会派の意見の一致をみず、今期の議会活性化推進会議では結論を得るに至らなかったことから、協議を終結し、その旨を議長に報告することとなった。
- 「協議事項1 議会基本条例（仮称）の検討」の各会派の意見聴取について  
各委員から「議会基本条例の検討」についての意見や課題などを聞き取り、当該意見等を今後作成予定の報告書へ記載することとなった。
- 報告書の作成及びたたき台の説明  
これまでの議会活性化推進会議において協議を終了した項目について、議長へ報告するための報告書を作成するに当たってのたたき台を事務局から説明を行い、当該たたき台に沿って案文を作成することとなった。
- 今期の議会活性化推進会議の閉会に当たって  
今期の議会活性化推進会議の終了に先立って、これまでの議会活性化推進会議の総括や本市議会における議会活性化の在り方などにつき各委員から意見があり、当該意見を今後作成予定の報告書へ記載することとなった。その後正副座長より挨拶があった。

